

かまがや消費生活センターだより第55号 理解度チェック【回答】

分電盤の点検商法に注意！

Q1：分電盤は15年で交換することが法律で義務付けられている。

【答え】 ×



15年で交換する等の交換期間の義務はありません。
経年劣化が心配な場合には、電力会社や地域の電気工事工業組合等に相談しましょう。

Q2：分電盤は4年に1回の法定点検が義務付けられている。

【答え】 ○



必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が来訪します。点検後にその場で何らかの契約を勧誘することはありません。

Q3：分電盤の点検後、「すぐに交換しなければ漏電して火事になる」と言われた。少しでも早く対応しなければ危ないかと不安もあるが、見積もり金額が高かったため、保留にしてしまった。

【答え】 ○

不安を煽りその場で契約を迫る手口が多くあります。その場ですぐに契約はせず、複数の業者に見積もりを取り、機能や価格を十分に確認した上で契約しましょう。

契約について、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなど、お困りの際は、**鎌ヶ谷市消費生活センター**にお気軽にご相談ください。

場所：鎌ヶ谷市役所2階商工観光課内

電話：047-445-1246（予約優先）

時間：平日（年末年始・祝日除く）

10時～12時 13時～16時

